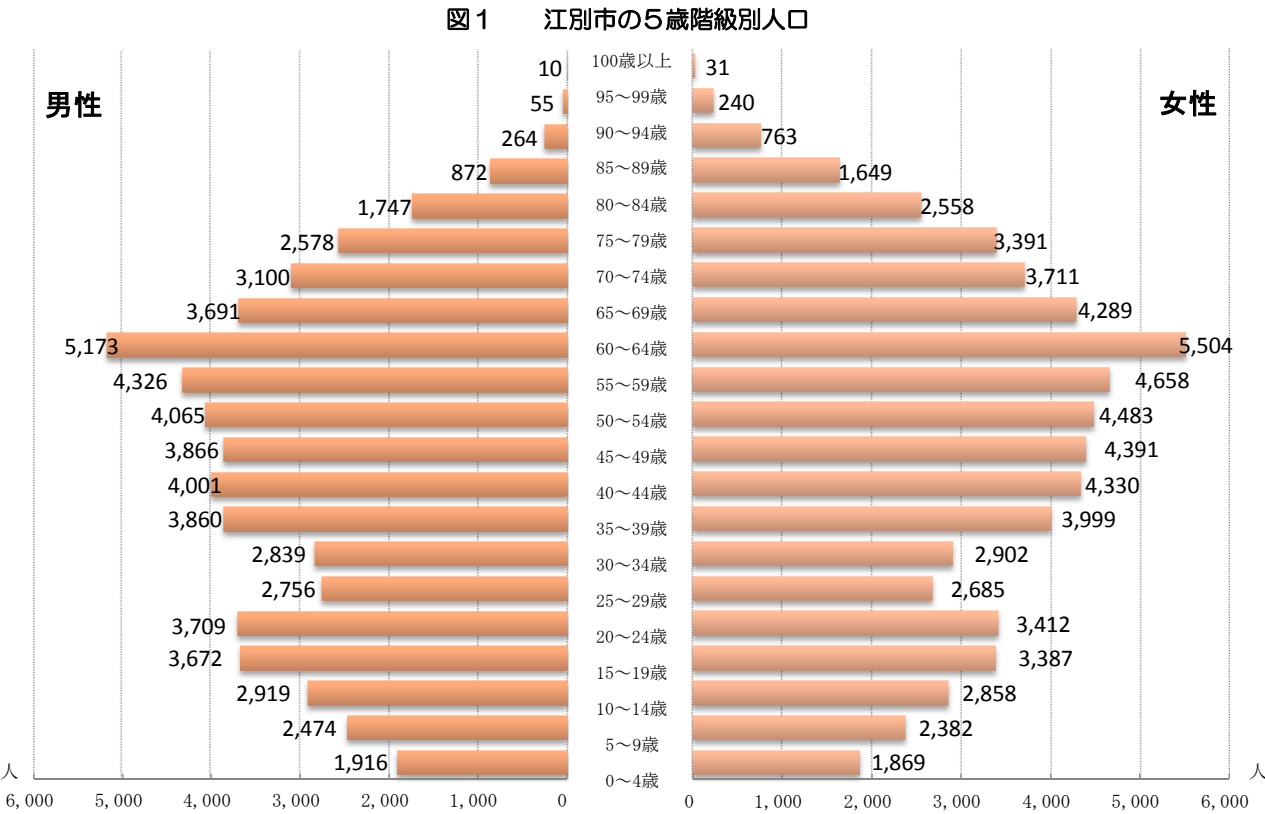


4.「江別市男女共同参画基本計画(2009年改訂版)」の推進状況(平成24年度)

(1) 江別市の人口と世帯数の推移

平成24年10月1日現在の江別市の人口は121,385人で、男性が57,893人(47.7%)、女性が63,492人(52.3%)となり、昭和60年調査以降女性が男性を上回っている状況が続いています。

世帯数は大正9年調査以来増加傾向にありますが、一世帯あたりの人口は昭和25年調査以降減少傾向が続いています。



※)住民基本台帳より作成(平成24年10月1日現在の状況)

表1 江別市の人口と世帯数の推移

年次	人口			女性の割合	世帯数	一世帯あたりの人数
	総数	男性	女性			
大正 9年	18,992	10,317	8,675	45.7%	3,453	5.50
14年	17,553	9,071	8,482	48.3%	3,340	5.26
昭和 5年	19,633	10,270	9,363	47.7%	3,555	5.52
10年	21,457	11,317	10,140	47.3%	3,669	5.85
15年	19,759	9,936	9,823	49.7%	3,458	5.71
22年	28,815	14,392	14,423	50.1%	5,367	5.37
25年	31,647	16,188	15,459	48.8%	5,670	5.58
30年	35,185	18,038	17,147	48.7%	6,346	5.54
35年	37,396	19,201	18,195	48.7%	7,524	4.97
40年	44,510	22,828	21,682	48.7%	10,570	4.21
45年	63,762	31,973	31,789	49.9%	17,223	3.70
50年	77,624	38,866	38,758	49.9%	22,971	3.38
55年	86,349	43,301	43,048	49.9%	28,513	3.03
60年	90,328	45,023	45,305	50.2%	30,431	2.97
平成 2年	97,201	48,181	49,020	50.4%	34,421	2.82
7年	115,495	56,778	58,717	50.8%	42,856	2.69
12年	123,877	60,115	63,762	51.5%	47,658	2.60
17年	125,601	60,807	64,794	51.6%	50,425	2.49
22年	123,722	59,320	64,402	52.1%	51,170	2.42
23年	121,705	58,070	63,635	52.3%	53,923	2.26
24年	121,385	57,893	63,492	52.3%	54,581	2.22

※)総務省「国勢調査」により作成(23年は住民基本台帳による)(各年10月1日現在の状況)

(2) 数値目標の達成状況

数値目標は、意識調査などの定期的な実施により、達成度を確認しながら様々な施策に取り組んでいけるものとして項目を選択し、目標値は過去のデータの推移や現在の状況、今後の見通しなどを勘案したうえで、「江別市男女共同参画基本計画(改訂版)」を策定した平成21年3月に設定したものです。

項目1～4については、「まちづくり市民アンケート」の意識調査による数値ですが、各項目とも大幅な変化は見られませんでした。

項目5については、平成18年度に実施した「事業所・企業統計調査」による数値と、平成21年度にこの調査と他の大規模調査を統廃合するなどして新設された「経済センサス」による数値です。これらの調査の対象は同様ですが調査手法が異なることから、総務省では差数が全て増加等を示すものではないとしています。

項目6については、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査(内閣府調査:基準日4月1日)」によるもので、女性委員の登用率は横ばいで、女性委員数が4割以上の審議会等の割合は平成23年度末までに50.0%を目標としていましたが、達成できませんでした。

項目4、5以外については、目標値との間に大きな乖離が生じていることから、今後とも意識変革や啓発活動、女性登用拡大に向けた取り組みをより一層推進していく必要があります。

No.	項 目	計画策定時	H24	目標値
1	「男女共同参画社会」について、見聞きしたことがある人の割合	26.8%	32.1%	50.0%
2	「配偶者暴力防止法」について、見聞きしたことがある人の割合	57.9%	55.8%	80.0%
3	地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合	32.1%	33.5%	50.0%
4	家庭生活で男女が平等となっていると思う人の割合	36.2%	39.8%	50.0%
5	市内企業、団体等における女性役員数	(H18年度) 555人	(H21年度) 636人	→
6	審議会等の状況			
	女性委員の登用率	24.3%	25.3% (24.7%)	40.0%
	女性委員数が4割以上の審議会等の割合	21.9%	22.6% (21.2%)	(H23年度末) 50.0%

※1) 項目1～4の計画策定時の値は、平成20年度に実施した「まちづくり市民アンケート」による意識調査の結果による。

※2) 項目5の計画策定時の値は、平成18年度に実施した「事業所・企業統計調査」による。

※3) 項目6の計画策定時の値は、例年内閣府において実施する「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査(基準日4月1日)」結果による、平成20年度における江別市の状況。

※4) 項目6の括弧内の数値は、平成25年4月1日現在の状況。

表2 男女共同参画に関する事項についての認知度

(%)

項 目 年 度	男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法	男女雇用機会均等法	育児・介護休業法	ストーカー規制法	配偶者暴力防止法(DV防止法)	ポジティブ・アクション (積極的改善制度)	ジェンダー (社会的・文化的に創られた性別)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する女性の健康と権利)	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	江別市男女共同参画を推進するための条例	(江別市09年共同参画基本計画)	無回答
計画策定時	26.8	17.2	68.7	61.0	67.7	57.9	3.0	16.7	3.4	13.5	-	-	18.2
H24年度	32.1	20.8	73.0	63.6	66.2	55.8	3.4	18.3	3.1	14.8	8.4	6.2	14.8

※)「まちづくり市民アンケート」により作成。(複数回答あり)

(3) 男女共同参画基本計画の推進状況

平成24年度における基本計画の推進状況については、基本目標・基本方向ごとに以下のとおりとなっています。

《基本目標Ⅰ》男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革

【基本方向1】男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進

国連開発計画(UNDP)が平成25年に発表した「人間開発報告書」によると、日本は人間開発指数(HDI)が測定可能な187か国中10位であり、ジェンダー不平等指数(GII)は測定可能な148か国中21位となっています。また、世界経済フォーラムが平成24年に発表したジェンダー・ギャップ指数(GGI)では測定可能な135か国中101位となっており、日本は人間開発の達成度では実績を上げているが、人々が政治・経済活動に参画し、意思決定に参加する機会においては、諸外国と比べて男女間の格差が大きいと分析されています。(P12表3)。

江別市においては、平成25年5月に実施した「まちづくり市民アンケート」による意識調査で「男女共同参画社会」を知っているとの回答は32.1%、「男女共同参画社会基本法」を知っているとの回答は20.8%となっており、市民の男女共同参画社会実現に向けた理解の浸透がなかなか進んでいない状況にあるといえます。(P9表2)。

また、男女の平等感にかかる意識調査では、「家庭・地域」、「職場」とも「平等である」との回答が、計画策定時に比べわずかに増加したものの、依然として5割に満たないことから、男女共同参画における意識の変革や慣行等見直しのための意識づくりがまだ十分に進んでいない状況といえます(P12図2、図3)。

男女共同参画社会の実現に向けた阻害要因としては、社会情勢や経済状況など様々な状況変化が影響してきますが、社会の制度や慣行などに深く根付いている性別による固定的役割分担意識の解消を図るとともに、男女共同参画に関する認識を深めていくことが重要であり、今後も家庭・地域・職場などの様々な場面での意識の変革や慣行の見直しのための意識づくりの啓発に取り組んでいく必要があります。

【施策関連実施事業】 ※事業概要はP30～P34参照

施策	(1) 家庭・職場・地域における慣行の見直しと啓発活動の充実
No.	事業名
1	男女共同参画啓発事業
2	男女共同参画講演会等開催事業
3	出前講座開催事業
4	男女共同参画週間における図書等の特集事業

施策	(2) 多様な家族の形態を認めあう意識変革の推進
※ 平成24年度は該当なし	

施策	(3) 女性の地位向上と能力の強化に向けた意識変革と実践
No.	事業名
1	職員研修事業
2	江別市女性団体協議会補助金

施策	(4) 多文化理解と共生に向けての意識づくり
No.	事業名
1	江別国際センター施設管理費補助金
2	国際交流情報提供事業
3	江別市都市提携委員会補助金
4	小学校外国語学習活動支援事業
5	レッツ・イングリッシュ外国青年招致事業
6	小中学生国内交流研修事業
7	中学生国際交流事業

表3 HDI、GII、GGIにおける日本の順位

HDI (人間開発指数)			GII (ジェンダー不平等指数)			GGI (ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.955	1	オランダ	0.045	1	アイスランド	0.853
2	オーストラリア	0.938	2	スウェーデン	0.055	2	フィンランド	0.840
3	米国	0.937	3	スイス	0.057	3	ノルウェー	0.838
4	オランダ	0.921		デンマーク	0.057	4	スウェーデン	0.804
5	ドイツ	0.920	5	ノルウェー	0.065	5	アイスランド	0.783
6	ニュージーランド	0.919	6	ドイツ	0.075	6	ニュージーランド	0.781
7	アイスランド	0.916		フィンランド	0.075	7	デンマーク	0.778
	スウェーデン	0.916	8	スロベニア	0.080	8	フィリピン	0.769
9	スイス	0.913	9	フランス	0.083	9	ニカラグア	0.767
10	日本	0.912	10	アイスランド	0.089	10	スイス	0.763
11	カナダ	0.911	11	イタリア	0.094	11	オランダ	0.759
12	韓国	0.909	12	ベルギー	0.098	12	ベルギー	0.758
13	香港	0.906	13	シンガポール	0.101	13	ドイツ	0.753
	アイスランド	0.906	14	オーストリア	0.102	14	ソルト	0.748
15	デンマーク	0.901	15	スペイン	0.103	15	ラトビア共和国	0.747
16	イスラエル	0.900	16	ポルトガル	0.114	16	南アフリカ共和国	0.746
17	ベルギー	0.897	17	オーストラリア	0.115	17	ルクセンブルク	0.741
18	オーストリア	0.895	18	カナダ	0.119	18	英国	0.741
	シンガポール	0.895	↓			↓		
20	フランス	0.893	21	日本	0.131	101	日本	0.653

※HDI(人間開発指数):国連開発計画による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。

※GII(ジェンダー不平等指数):国連開発計画による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。

※GGI(ジェンダー・ギャップ指数):世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

※)資料:内閣府「男女共同参画白書」

図2 男女の平等感意識調査「家庭・地域」

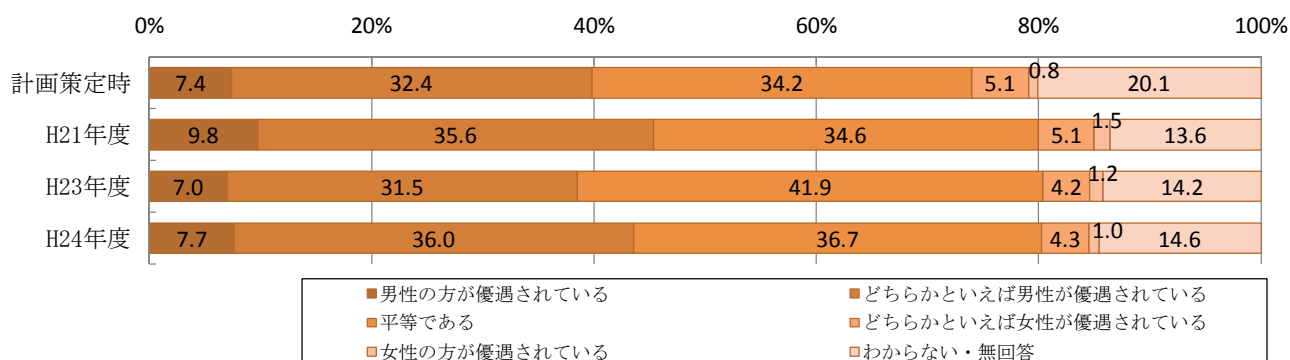
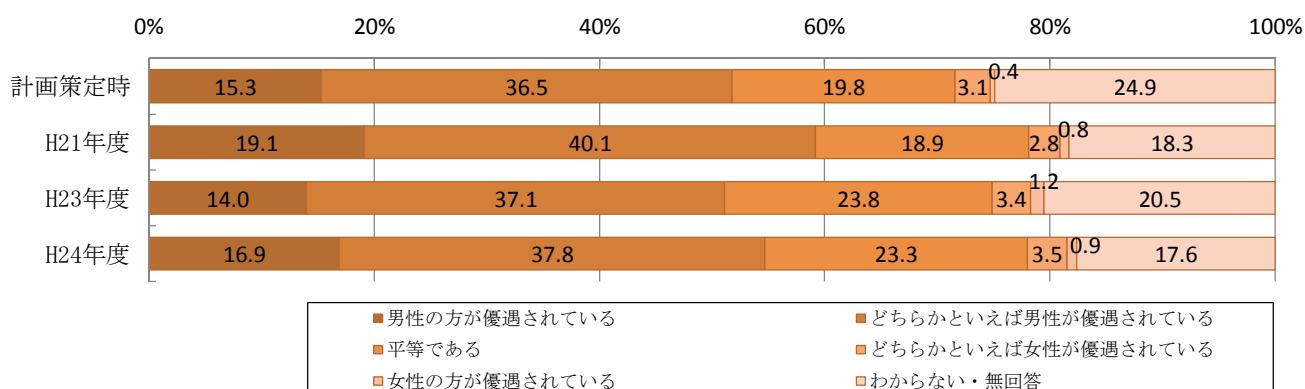


図3 男女の平等感意識調査「職場」



※)図2、図3は「まちづくり市民アンケート」により作成。

【基本方向2】男女の自立と多様な選択を可能にする教育・学習の推進

内閣府が公表した平成25年版「男女共同参画白書」によると、平成24年度の学校種類別の男女の進学率では、高等学校等への進学率が男子に比べ若干女子が高く(男子:96.2%、女子:96.8%)なっており、大学への進学率では、男子が上回っているものの近年女子の進学率が増加傾向にあるとされております。

また、社会教育分野においては、教室や講座等の受講生の占める割合は女性のほうが上回っているとされています。

平成25年5月に実施した「まちづくり市民アンケート」による意識調査では、「学校教育の場」における男女の平等感について、「平等である」との回答が全体で49.6%と約半数を占めており、性別で見た回答も男性が54.2%、女性が46.7%と、いずれも「男性が優遇されている」を大きく上回っており、学校教育の場においては、男女共同参画に対する認識が深まってきているものと思われます(図4)。

しかしながら、身近な場面である「家庭」(P14図5)、「地域社会」(P14図6)、「社会通念や習慣」(P14図7)では、全体の回答がいずれも「平等である」より「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」との回答が上回っており、性別による固定的役割分担意識が根強く残っている状況といえます。

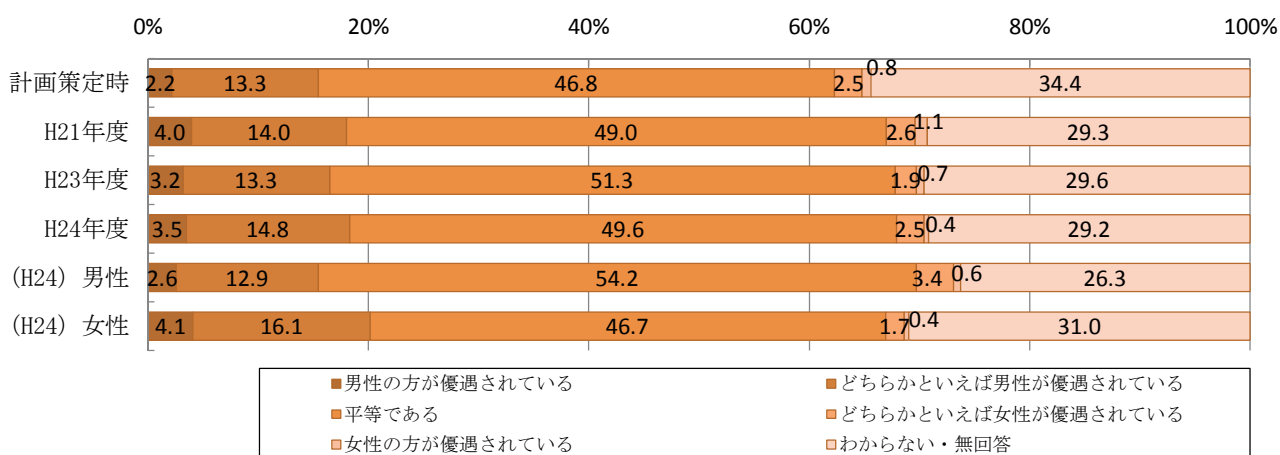
このような状況から、今後も「家庭」や「地域社会」等の日常生活の身近な場面における固定的役割分担意識の存在に気付く機会を目的とした学習の機会を提供するとともに、庁内各部署で実施する事業の中に、男女共同参画の視点を取り入れるなどの創意工夫をしながら自立と多様な選択を可能にする教育・学習の推進を図っていく必要があります。

【施策関連実施事業】 ※事業概要はP34～P35参照

施策	(1)性別にとらわれない生き方を可能にする生涯学習の支援		
No.	事	業	名
1	公民館運営管理事業		
2	生涯学習団体支援事業		
3	ふるさと江別塾～まちおこし市民大学講座事業		

施策	(2)個性を重視し自立心や自己決定能力を身につける教育の推進		
No.	事	業	名
1	インターンシップ事業		
2	キャリア教育推進事業		

図4 男女の平等感意識調査「学校教育の場」



※)「まちづくり市民アンケート」により作成。

図5 男女の平等感意識調査「家庭」

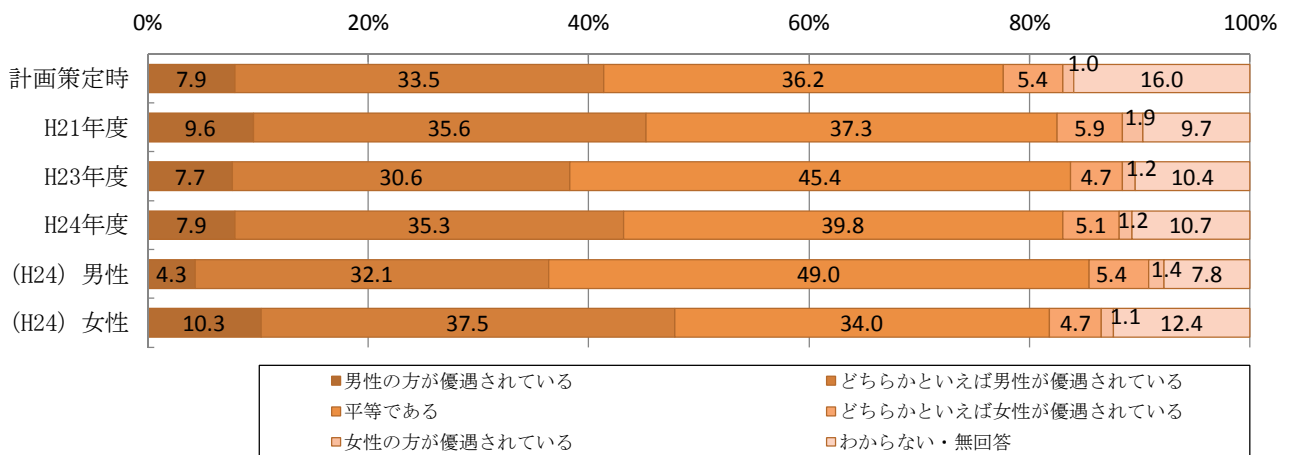


図6 男女の平等感意識調査「地域社会」

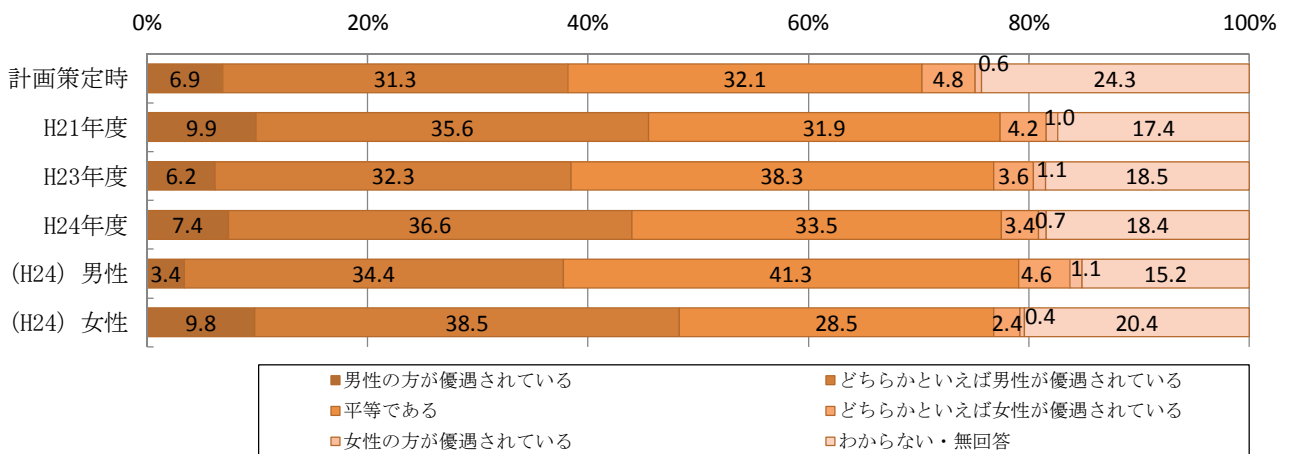
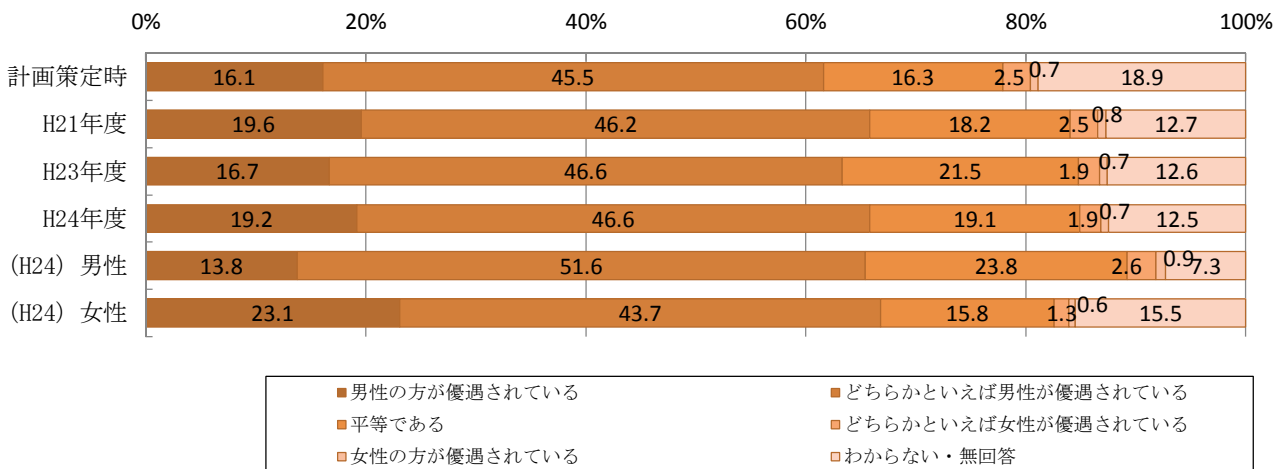


図7 男女の平等感意識調査「社会通念や習慣」



※)図5～7は「まちづくり市民アンケート」により作成。

《基本目標Ⅱ》社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

【基本方向3】政策や方針決定過程への女性の参画の拡大

平成25年5月に実施した「まちづくり市民アンケート」による意識調査では、女性の社会参画の促進について「十分されている」「どちらかといえばされている」を合わせた回答が45.9%となっています(図8)。

江別市の市議会における女性議員の割合は、平成23年の統一地方選挙後37%と全国でもトップレベルとなっていますが、審議会等における女性登用の割合では平成23年度に比べ平成24年度が1.3%増(P15表4、P16図9)、女性委員が4割以上の割合は7%増(P16図10)、市職員の女性管理職登用の状況(病院職を除く)は全体的に5.9%(119名中7名)となっています(P16図11)。

審議会等における女性登用に関しては、委嘱任期の関係や委員推薦を依頼する際の団体の事情等から、早急な改善は難しいものと思われます。

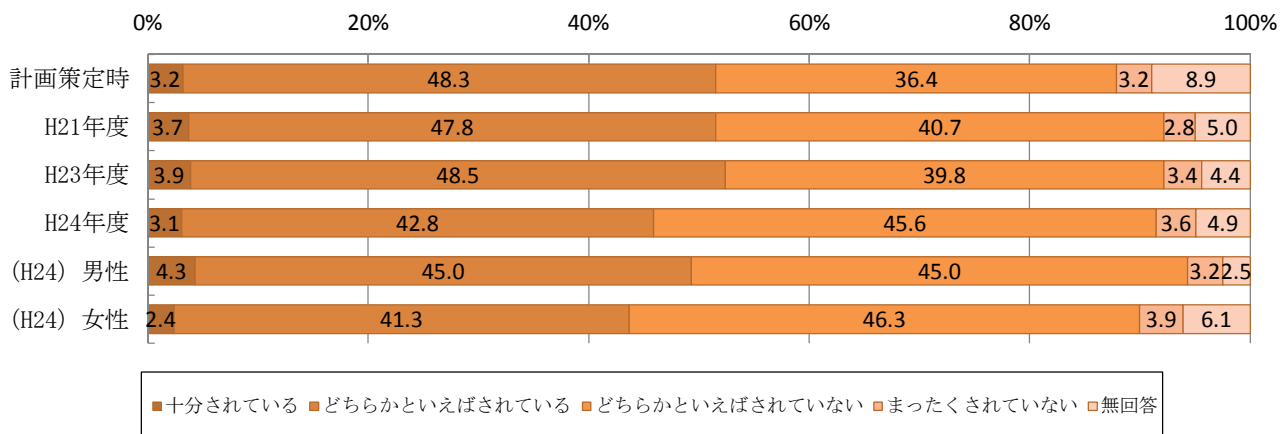
しかしながら、政策や方針決定過程への女性の参画は多様な価値観が反映され、新たな発想や組織の活性化等が図られることなどの効果が期待されることから、そのような効果に対する理解を求めていくとともに、数値目標の達成に向けて男女共同参画推進本部や庁内関係部署に女性登用の拡大について積極的に呼びかけながら組織的な取組みを推進し、社会的な気運の醸成を図っていく必要があります。

【施策関連実施事業】 ※事業概要はP36参照

施策	(1)審議会や委員会等への女性の参画の促進		
No.	事	業	名
1	審議会等への女性委員の登用促進		

施策	(2)企業などあらゆる組織の意思決定の場への女性の参画促進		
No.	事	業	名
1	人事異動関連(女性管理職登用)事務		
2	職員採用事務		

図8 女性の社会参画の促進にかかる意識調査



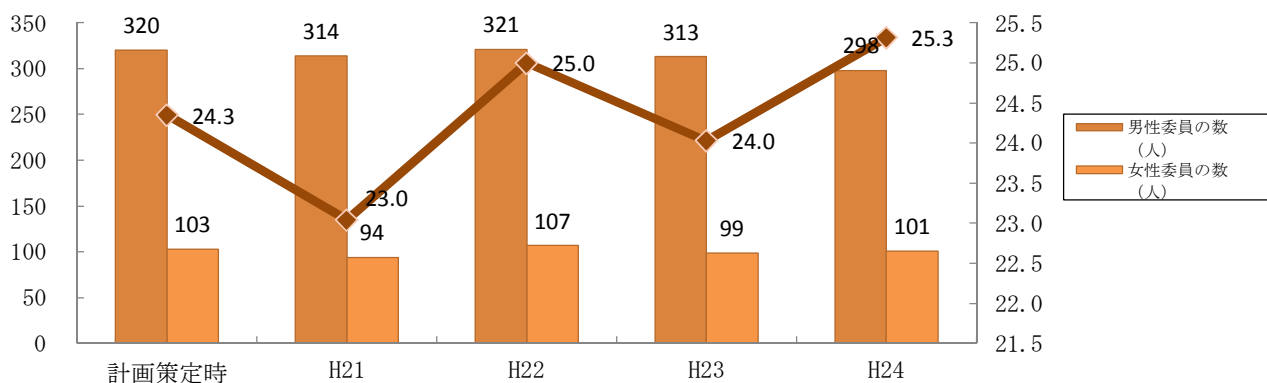
※)「まちづくり市民アンケート」により作成。

表4 地方自治法第202条の3に基づく審議会等委員数等の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
審議会等数	30	29	31	32	31	33	32	31
男性委員(人)	302	287	319	320	314	321	313	298
女性委員(人)	87	87	94	103	94	107	99	101
総数(人)	389	374	413	423	408	428	412	399
女性登用率(%)	22.4	23.3	22.8	24.3	23.0	25.0	24.0	25.3

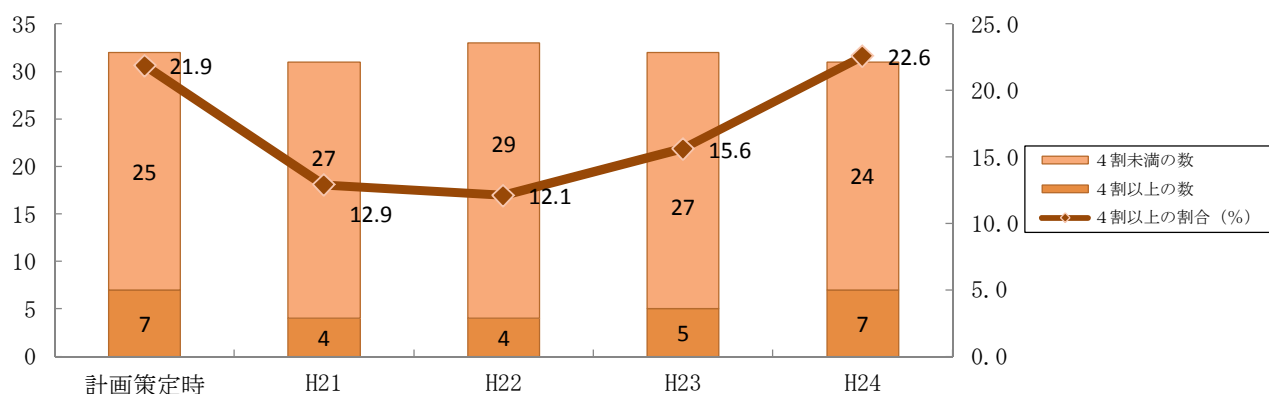
※)「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(基準日4月1日)により作成。

図9 地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性登用の状況1（男女別委員数・女性登用率）



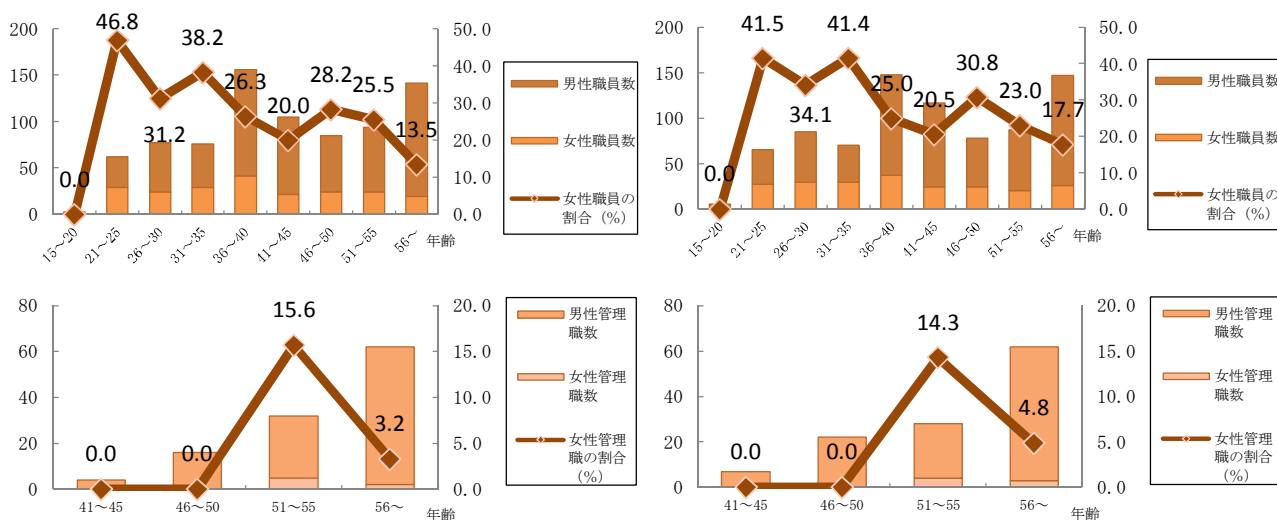
※) 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(基準日4月1日)により作成。

図10 地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性登用の状況2（女性委員が4割以上の審議会等の割合）



※) 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(基準日4月1日)により作成。

図11 江別市役所の女性職員及び女性管理職の状況（左：平成23年、右：平成24年）



※) 資料:総務部職員課(基準日4月1日:医療職を除く)

【基本方向４】雇用等の分野における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、制度的な整備は進められてきており、内閣府の平成25年版「男女共同参画白書」でも、女性雇用者数の増加が進んでいるとされておりますが(P18図12)、一方では女性の非正規労働者の割合も増加しており、昭和60年の32.1%から平成24年には54.5%にまで上昇しており、過半数を占めています(P18図13)。

平成18年度に実施した「事業所・企業統計調査」によると、江別市の事業所数は平成13年度に比べ増加しているものの、従業員数では男女とも減少しており、厳しい経済状況等が続いているものと思われます(P19図14)。なお、平成21年度に実施した「経済センサス」によると、江別市の事業所数は3,697か所、従業員数は男性18,493人、女性17,212人となっていますが、「事業所・企業統計調査」とは調査手法が異なることから、総務省では差数が全て増加等を示すものではないとしています。

一方、農業においては、体質の強い農業経営の育成を図るため法人化を推進している一面はあるものの、家族経営が一般的です。家族間の役割分担や就業条件を明確にする家族経営協定を締結した世帯数はまだ少なく(P19表5)、また女性の認定農業者数は依然として低い水準に留まっています(P20表6)。農家世帯数と共に農業従事者も年々減少しており(P19図15)、農業を取り巻く環境も非常に厳しい状況にあるといえます。

このような中、平成25年5月に実施した「まちづくり市民アンケート」による意識調査では、「職場」における男女の平等感について、「平等である」との回答が全体で23.3%と低く、男女とも「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」との回答をあわせると、約半数が男性が優位という結果となっています。(P20図16)

雇用の分野において江別市を含む道内の経済状況は依然として厳しく、男性に比べ女性はパートタイム労働者や派遣・契約社員といった非正規職員として不安定な就業形態が多く、経済状況の動向によりその傾向は更に進んでいくものと思われ、実質的な男女平等は停滞している現状にあるといえます。

平成22年「国勢調査」の結果から、江別市では働く女性の66.3%が非正規雇用者となっており、全国より10%程高い割合になっています。

今後も、企業誘致などの新規雇用の創出や関係機関との連携を図りながら、適正な労働条件の確保に向けた広報や就業に関する情報提供、企業相談などに取組んでいきますが、国の動向等を踏まえながら引き続き男女がともに働きやすく、それぞれの能力を発揮できる機会が確保されるような環境の整備・支援などに取組んでいく必要があります。

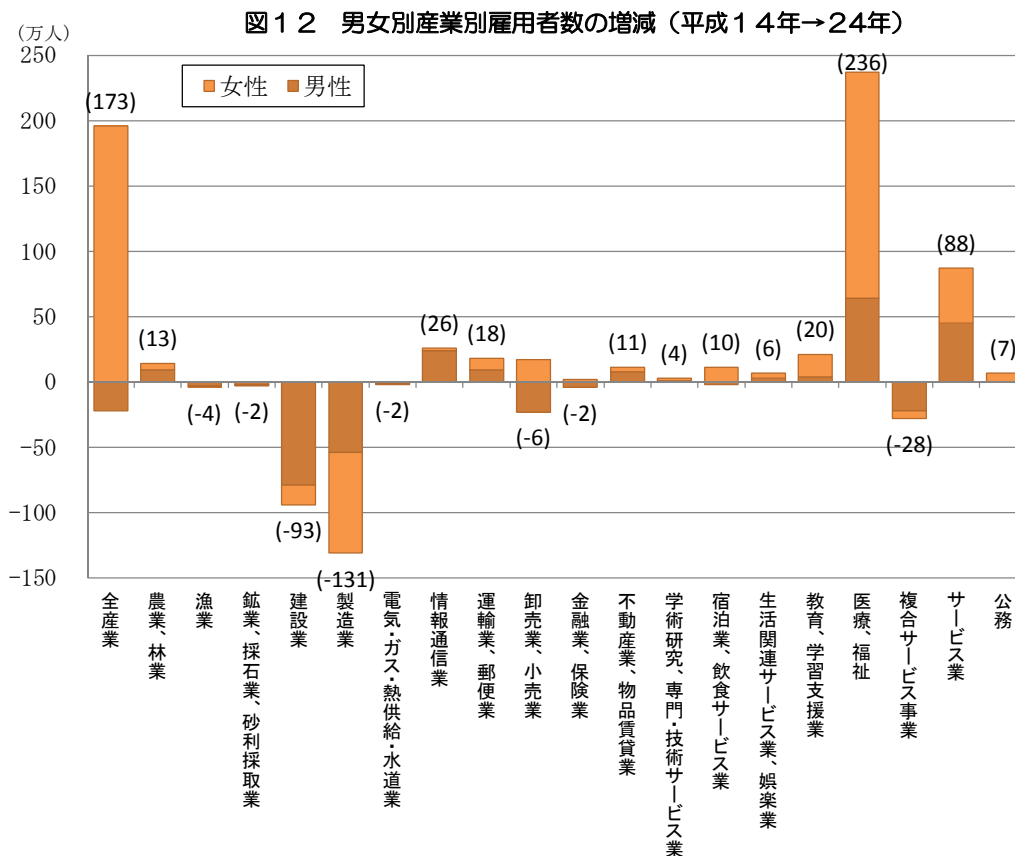
【施策関連実施事業】 ※事業概要はP37～P38参照

施策	(1)多様な就業形態と適正な労働条件の確保に向けた情報の提供
No.	事業名
1	労働振興一般管理経費

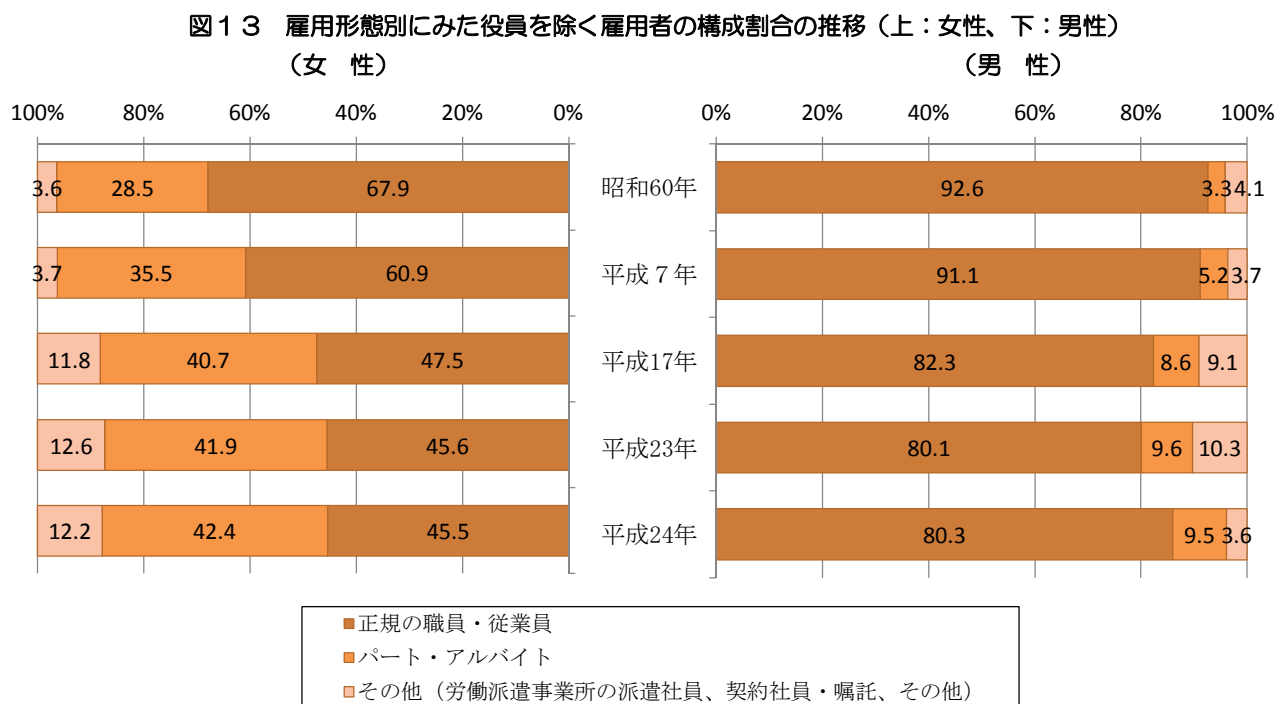
施策	(2)男女の均等な雇用機会と待遇の確保に関する施策の推進
※ 平成24年度は該当なし	

施策	(3)起業をめざす女性に対する支援
No.	事業名
1	起業化促進支援事業

施策	(4)農林水産業、自営業における男女の対等なパートナーシップの構築
No.	事業名
1	都市と農村交流事業
2	地域農業経営安定推進事業
3	「農業委員会だより」の編集、配布

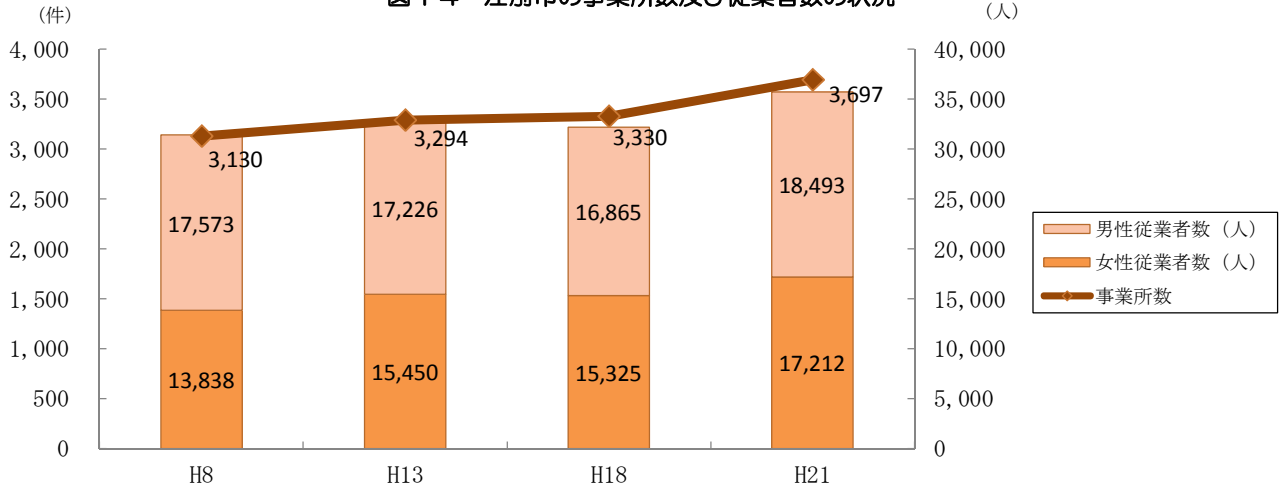


※) () 内は平成14→22年の当該産業の雇用者数の増減(男女計)
 ※) 資料: 内閣府「男女共同参画白書」



※) 資料: 内閣府「男女共同参画白書」

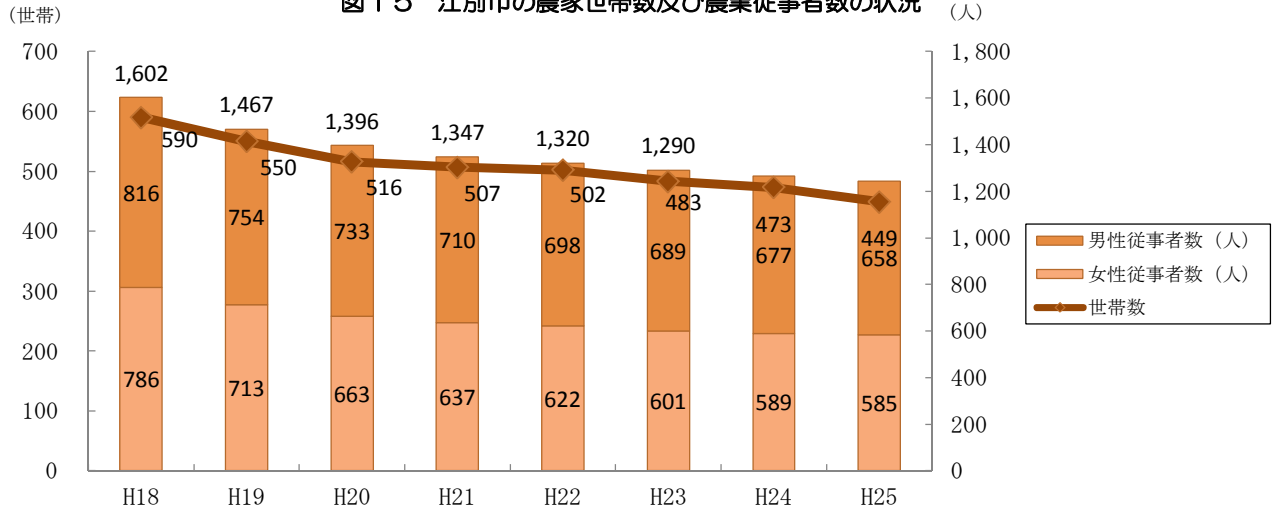
図14 江別市の事業所数及び従業者数の状況



※)「2013 江別市統計書」により作成。

注)平成18年までの数値は「事業所・企業統計調査」により、平成21年の数値は「平成21年経済センサス基礎調査」によるものです。2つの調査では、調査の対象は同様ですが、調査方法が異なることから、単純比較はできません。

図15 江別市の農家世帯数及び農業従事者数の状況



※)資料:江別市農業委員会(各年3月31日現在)

表5 家族経営協定の締結農家世帯数の推移(上:全体、下:女性を含む世帯)

	H18年度以前	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	合計
締結世帯数	7	4	4	5	1	1	2	24
解約世帯数	1	1	3	1	0	0	0	6
差 引	6	3	1	4	1	1	2	18

	H18年度以前	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	合計
締結世帯数	2	3	1	1	1	1	1	10
解約世帯数	0	0	1	0	0	0	0	1
差 引	2	3	0	1	1	1	1	9

※)資料:江別市農業委員会(各年3月31日現在)

〔家族経営協定〕

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

表6 認定農業者の推移

(人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
男性	284	284	286	270	269	266	262	257
女性	8	7	7	7	7	8	7	7
(女性割合)	2.7%	2.4%	2.4%	2.5%	2.5%	2.9%	2.6%	2.7%
法人	23	29	31	31	32	33	34	32
総数	315	320	324	308	308	307	303	296

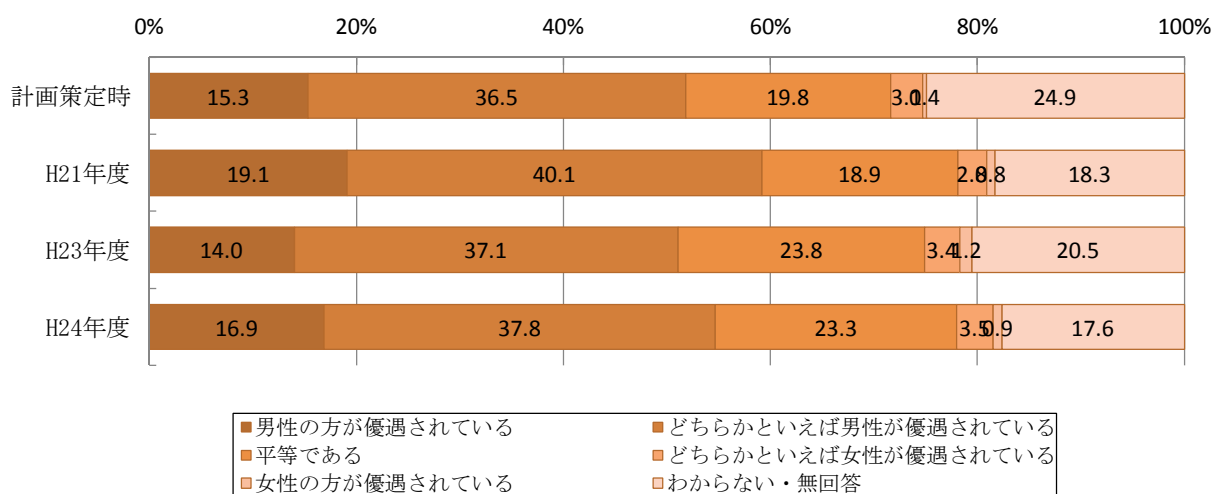
※)資料:経済部農業振興課(各年3月31日現在)

〔認定農業者〕

(世帯)

認定農業者とは、農業経営のプロを目指す農業者自らが経営の一層のステップアップを図る農業経営の目標を立て、市町村が地域における担い手として認めた農業者のことです。

図16 男女の平等感意識調査「職場」



※)「まちづくり市民アンケート」により作成。

《基本目標Ⅲ》男女がともに安心して暮らせる環境づくり

【基本方向5】高齢者等が安心して暮らせる環境整備

総務省の平成22年「国勢調査」による全国の状況は、平成17年調査と比べると65歳以上人口は13.9%増え、総人口に占める割合は20.2%から23.0%に上昇、その6割近くが女性で、85歳以上では7割以上が女性という結果となっております。

また、介護を必要とする高齢者は、女性が男性の約2.5倍となっており、女性は長寿であるがゆえに一人暮らしになる可能性が高いことから高齢女性の介護が課題とされておりますが、介護の担い手に関して厚生労働省の平成22年「国民生活基礎調査」では、家族内の主な介護者の7割が女性であり、そのうちの3分の1を要介護者の妻が占めているという結果が報告されております。

平成24年10月1日現在の江別市の65歳以上の人口の割合は、23.8%(男性:21.3%、女性:26.2%)で、平成22年「国勢調査」に比べ、2.0%(男性:1.8%、女性:2.2%)増加しており、確実に高齢化が進んでいる状況(P21表7、図17)にあることから、今後も他の世代とともに社会を支え地域を活性化していくための構成員としてますます重要な役割を担い、その長年培われた知識と豊富な経験にもとづく人材の活用等を図っていくとともに介護保険制度などの高齢者に対する支援の充実など、高齢者が生きがいをもって安心して暮らせる環境づくりがより一層求められてきています。

このような状況を踏まえ、江別市では高齢者施策の体系的推進と介護保険制度の円滑な実施を目指すため、平成23年度に「江別市高齢者総合計画」の見直しを行うなど、高齢者が安心・安全にいきいきと暮らせる環境づくりと地域で支えあえるまちづくりを目指した取組みを進めており、今後もそのような取組みの中で性別による固定観念の解消や習慣等の是正に向けた視点を取り入れた学習の機会や情報の提供、意識変革を促すための啓発活動等に取組んでいく必要があります。

【施策関連実施事業】 ※事業概要はP38～P41参照

施策	(1)生きがいと社会参加の促進
No.	事業名
1	高齢者クラブ生きがい支援推進事業
2	シルバーウィーク開催経費
3	老人憩の家管理運営事業
4	高齢者教育事業(蒼樹大学)

施策	(2)高齢者の意欲、能力保持に向けた取り組みの支援
No.	事業名
1	シルバー人材センター事業補助金

施策	(3)介護にかかわる固定観念、習慣等の是正に向けた意識変革の促進
No.	事業名
1	男女共同参画講演会等開催事業【再掲】
2	地域連携普及促進事業
3	介護予防一次予防事業

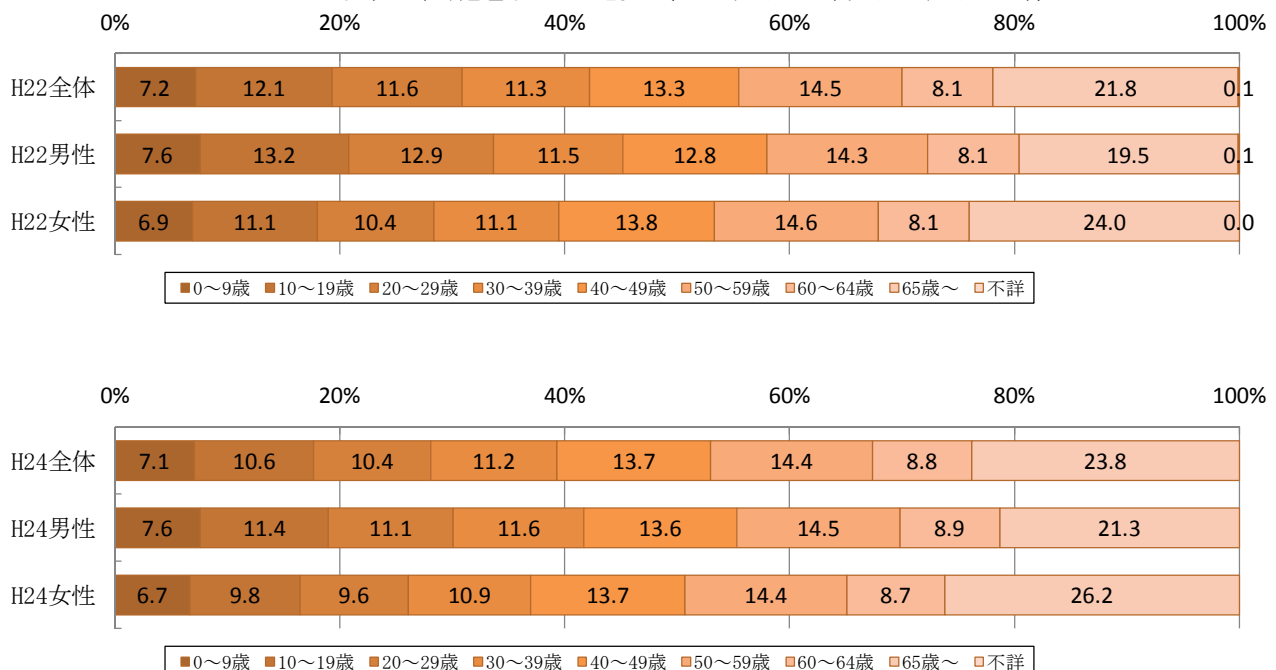
表7 江別市の年齢階層別・男女別人口の推移

(人)

		0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～	不詳	総数
平成22年	男性	4,493	7,850	7,667	6,810	7,586	8,483	4,769	11,583	79	59,320
	(%)	7.6	13.2	12.9	11.5	12.8	14.3	8.1	19.5	0.1	100.0
	女性	4,454	7,130	6,689	7,151	8,882	9,421	5,221	15,425	29	64,402
	(%)	6.9	11.1	10.4	11.1	13.8	14.6	8.1	24.0	0.0	100.0
	総数	8,947	14,980	14,356	13,961	16,468	17,904	9,990	27,008	108	123,722
平成24年	男性	4,390	6,591	6,465	6,699	7,867	8,391	5,173	12,317		57,893
	(%)	7.6	11.4	11.1	11.6	13.6	14.5	8.9	21.3		100.0
	女性	4,251	6,245	6,097	6,901	8,721	9,141	5,504	16,632		63,492
	(%)	6.7	9.8	9.6	10.9	13.7	14.4	8.7	26.2		100.0
	総数	8,641	12,836	12,562	13,600	16,588	17,532	10,677	28,949		121,385
	(%)	7.1	10.6	10.4	11.2	13.7	14.4	8.8	23.8		100.0

※)平成22年は総務省「国勢調査」により作成。平成24年は10月1日現在の住民登録数

図17 江別市の年齢階層別人口の割合(上:平成22年、下:平成24年)



【基本方向6】あらゆる暴力根絶の取組

内閣府の平成25年版「男女共同参画白書」によると、平成24年の配偶者間における犯罪検挙件数(殺人・傷害・暴行)のうち、93.1%は女性が被害者であるうえ、傷害・暴行ともに急増しております。このような状況から、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関への相談件数も年々増加しており、平成24年4月～25年3月に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は89,490件、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されてから平成24年12月末までに警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数は266,341件(平成24年は43,950件)とされております。

平成25年5月に実施した「まちづくり市民アンケート」による親密な関係にある人々の間で起こる身体的・精神的・性的暴力(DV)に関する意識調査では、「暴力を受けたことがある」との回答が男性:10人、女性58人(P23図18)、セクハラについては「を受けたことがある」との回答が男性:2人、女性:44人(P23図19)となっており、やはり女性が被害者となるケースが多くなっています。

DVやセクハラを受けた人の相談先としては、「家族・親族」「友人・知人」が多いものの、「相談しなかった」という回答が最も多くなっています(P24図21)。

江別市における暴力根絶にかかる取組は相談体制の充実と支援を中心に進めており、健康福祉部に設置されている母子・家庭児童相談員が主に携わっています。DV(配偶者の暴力)に関する相談件数は年度によってバラつきがあるものの(P24表8)、女性に対する暴力は固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的格差などの社会状況に根ざした構造的な問題であり、早期対応等の未然防止に向けた取組が重要であることから、今後も関係機関との連携を図りながら意識変革に向けた啓発活動や相談・支援体制の整備などを進めていく必要があります。

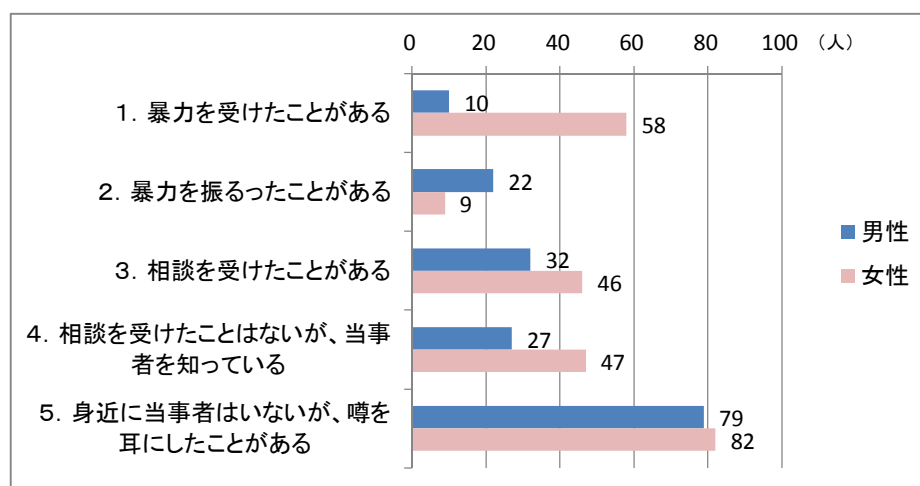
【施策関連実施事業】 ※事業概要はP41～P46参照

施策	(1)あらゆる暴力の根絶をめざした人権意識の啓発
No.	事業名
1	暴力根絶啓発事業
2	札幌人権擁護委員協議会負担金

施策	(2)ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者への支援の推進
No.	事業名
1	若年者DV防止啓発事業
2	住民記録事務
3	市民相談事業
4	家庭児童相談事業
5	母子寡婦福祉相談事業
6	江別市家庭児童対策地域協議会事業
7	DV相談等支援事業(光交付金)
8	児童生徒健全育成事業(いじめ・不登校対策事業)
9	「心の教室」相談事業
10	スクールカウンセラー事業
11	スクールソーシャルワーカー事業
12	児童生徒健全育成事業(電話相談事業)

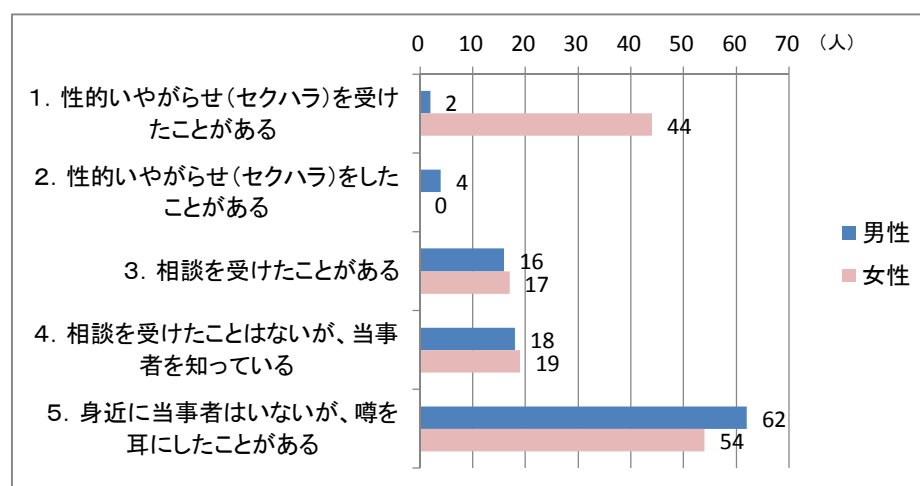
施策	(3)セクシャル・ハラスメントの防止に向けた取り組みの推進
No.	事業名
1	労働安全衛生費(セクハラ相談員設置)
2	労働安全衛生費(セクハラ対策)

図18 身体的・精神的・性的暴力を経験したり、見聞きしたことがある人の数（男女別）



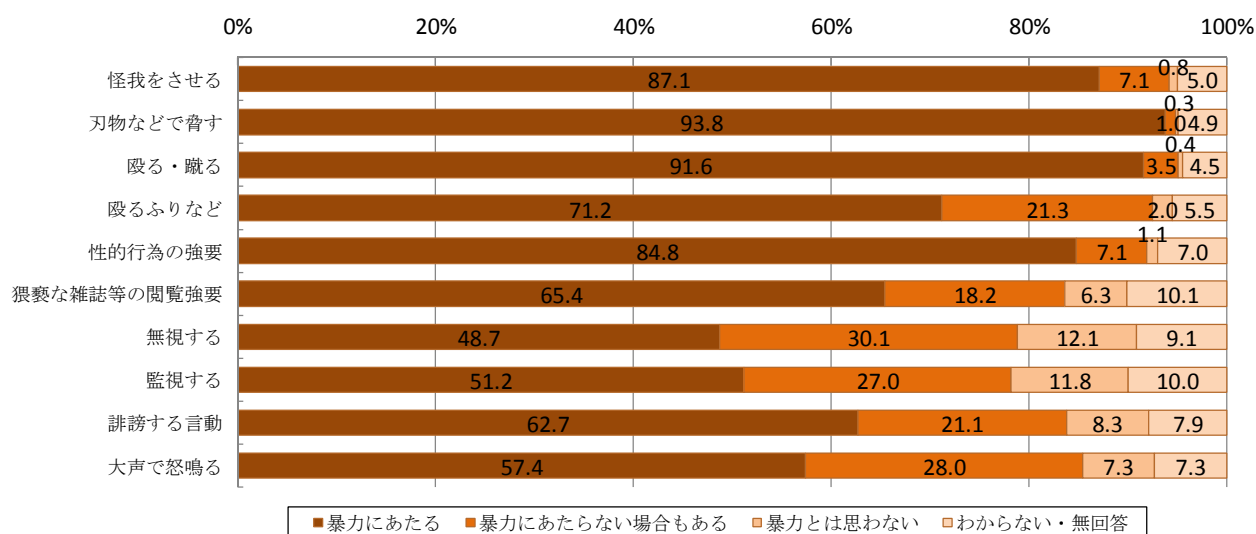
※「まちづくり市民アンケート」により作成。（複数回答あり）

図19 性的いやがらせ（セクハラ）を経験したり、見聞きしたことがある人の数（男女別）



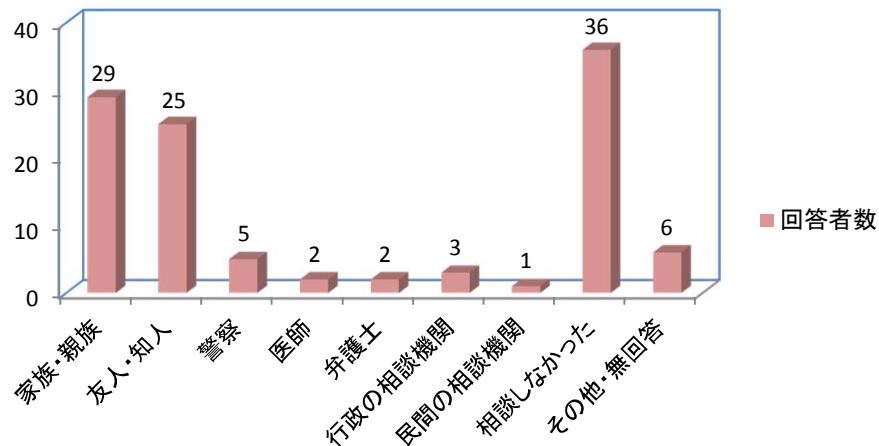
※「まちづくり市民アンケート」により作成。（複数回答あり）

図20 親密な関係にある人の中で行われた行為について



※「まちづくり市民アンケート」により作成。

図21 DV・セクハラを受けた人の相談先



※)「まちづくり市民アンケート」により作成。(複数回答あり)

表8 母子・家庭児童相談員が対応したDV相談件数等の推移

(件)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
DVを主な内容とした相談件数	19	24	12	19	28	24
一時保護として女性相談援助センターに送致した件数	1	2	3	0	5	7

※) 資料: 健康福祉部子ども家庭課

【基本方向7】生涯にわたる男女の健康支援

女性も男性も、各人が互いに身体的特質を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって健康でいきいきと生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたって前提となるもので、心身及び健康について正確な知識と情報を獲得し、相互に健康を享受していく必要があり、特に女性は妊娠や出産など、生涯を通じ男性とは異なる健康上の問題に直面することから、男女の生殖機能の差異をそれぞれが正しく認識し、享受していくことも必要となります。

内閣府が公表した平成25年版「男女共同参画白書」によると、母子保健関係指標(周産期死亡率、妊産婦死亡率、乳児死亡率、新生児死亡率)及び人工妊娠中絶件数は、いずれも総じて低下傾向にありますが、女性特有のがんである乳がん・子宮がん検診の受診率は、欧米諸国と比べて低いことから、がん検診受診の必要性を広く周知し、早期発見につなげることが重要であるとしています。

江別市においては、「えべつ市民健康づくりプラン21」を策定し、健康づくりの当事者である市民と市民団体や健康づくり関係機関及び行政がそれぞれ取り組むべき行動計画を評価・検証しながら健康づくりを推進しているところであります。また、現計画の課題を踏まえ、計画期間が終了する平成25年度に次期計画の策定に向けて作業を進めています。そのような中、生殖機能の差異の認識や性と生殖に関する健康と権利に関する意識の浸透を目的とした取組は難しいと思われませんが、平成24年5月に実施した「まちづくり市民アンケート」では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する女性の健康と権利)」の認知割合が低いことから(P10表2)、今後も健康づくりや支援を目的とした様々な学習の機会や保健事業などを通じ、女性の妊娠・出産に関わる機能の重要性や妊娠・出産・避妊等を選択する女性の権利を男女が互いに理解を深めるための意識の啓発等を図っていく必要があります。

【施策関連実施事業】 ※事業概要はP46～P49参照

施策	(1)互いの性と生命を大切にする性教育の推進
No.	事業名
1	健康づくり推進事業
2	成人健康教育経費
3	成人検診推進事業
4	個別健康相談事業
5	母子健康教育事業
6	母子保健相談経費

施策	(2)性と生殖に関する健康と権利に関する意識の普及
No.	事業名
1	妊産婦健康診査経費
2	母子健康教育事業【再掲】
3	母子保健相談経費【再掲】

【基本方向 8】男女の家庭生活と他の活動との両立支援

内閣府の「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に影響を与える生活環境に関する意識調査(平成24年)」では、ワーク・ライフ・バランスという言葉を知ったことのある人の割合は5割ですが、実際に内容を知っている人は2割弱にとどまっており、まだ十分に認知されていない状況です。また、男性も女性も「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいという希望を持ちながら、現実にはどちらかを優先しており、希望と現実の乖離があるとされております。

平成25年5月に実施した「まちづくり市民アンケート」において、「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方について「賛成」もしくは「どちらかといえば賛成」との回答が全体の45.4%を占め、依然として固定的な役割分担意識が根強く残っていることが明らかとなりました。(P26図22)。また、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という言葉を知っているとの回答は、14.8%と低い割合となっていますが(P10表2)、男女共同参画社会を目指すために必要なことという設問では、「仕事と家庭が両立できる制度、仕組みの改善」という回答が最も多く(P27図23)、国の世論調査同様に仕事と家庭生活との両立については、現実との乖離があるものと思われます。

江別市では、平成15年の「次世代育成支援対策推進法」の制定を受け、「江別市次世代育成支援行動計画＜子育て支援・えべつ21プラン＞」を策定し、子育て支援や仕事と家庭生活を両立させるための環境整備を目指し取り組んでいます。

今後も引き続き少子化の進展やライフスタイルの多様化等を踏まえ、男女がともに家族として責任を担うとともに、育児や介護等に関して地域社会で支え、支援していくような体制の充実等を図っていく必要があります。

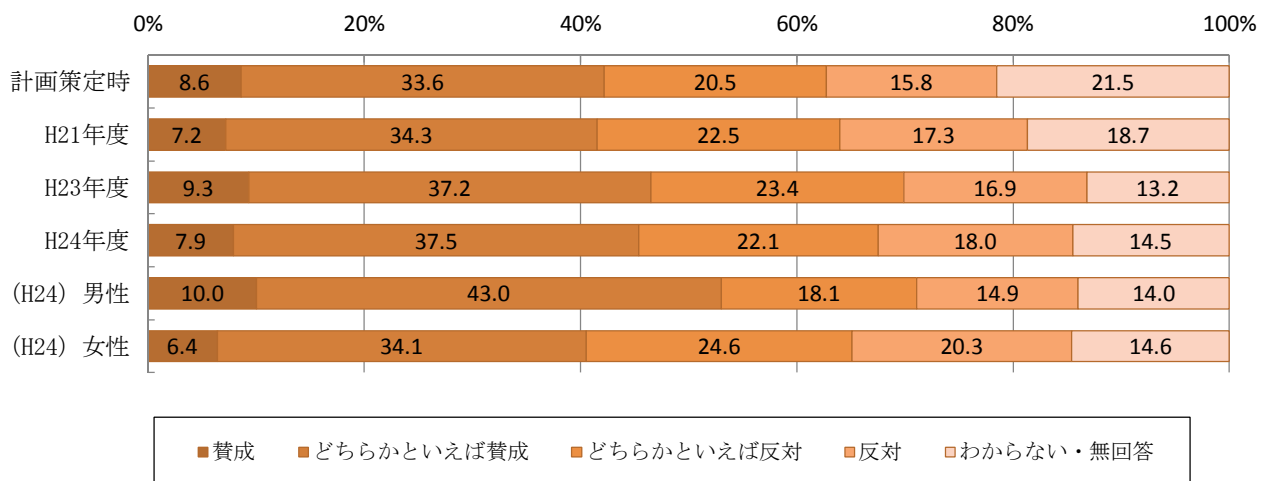
【施策関連実施事業】 ※事業概要はP49～P58参照

施策	(1)仕事と家庭生活の両立を可能にする支援の充実
No.	事業名
1	特定事業主行動計画関係事務
2	こんにちは赤ちゃん事業
3	親と子の絵本事業
4	父親の子育て参加の促進、情報の提供
5	乳幼児健康診査推進事業
6	母子保健相談経費【再掲】

施策	(2)総合的な育児の環境づくり
No.	事業名
1	児童館地域交流推進事業
2	放課後児童会運営費補助金
3	放課後児童会運営事業
4	東野幌青少年会館管理運営費
5	豊幌こども広場開設事業
6	子育て支援短期利用事業(ショートステイ事業)
7	子育て支援夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)
8	ファミリー・サポート事業
9	地域組織育成事業の推進
10	子育てに関する情報の提供と子育て教室の実施
11	子育て支援フォーラム・講演会・講習会
12	子育てサロン事業

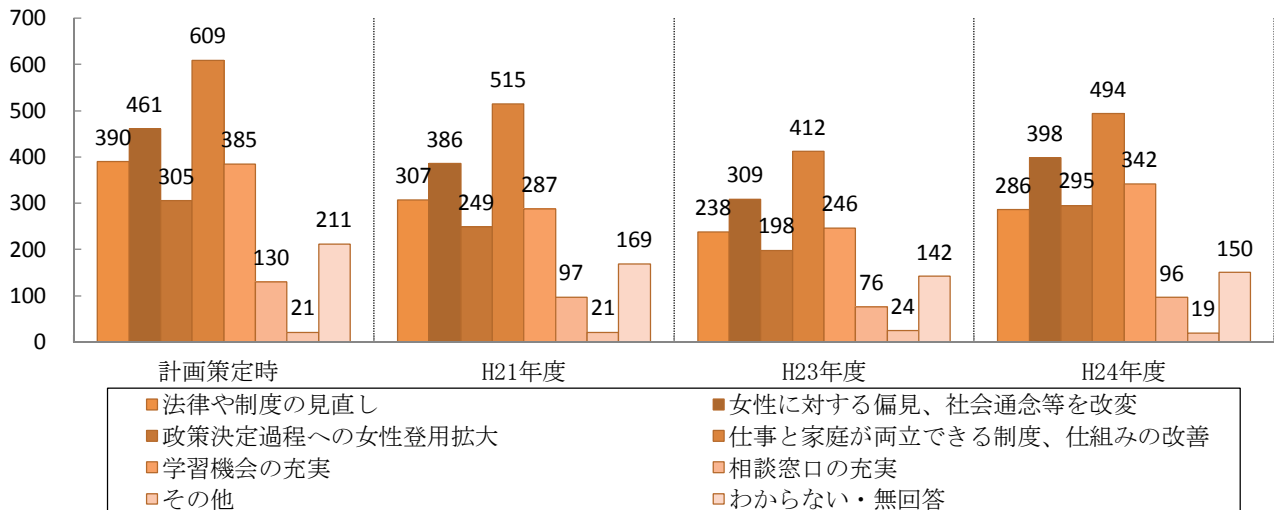
施策	(3)地域活動に男女が共同で参画するための取り組み
No.	事業名
1	自治基本条例啓発事業
2	市民協働推進事業
3	環境教育等推進事業
4	太陽光発電啓発事業
5	ごみ排出抑制啓発事業
6	資源回収奨励事業
7	分別・資源化等啓発事業
8	地域福祉活動支援事業
9	応急手当普及啓発事業

図22 男性は「仕事」女性は「家事・育児」という考えについて



※)「まちづくり市民アンケート」により作成。

図23 男女共同参画社会の実現に向け重要なこと（回答者数）



※「まちづくり市民アンケート」により作成。（回答は3つまで可）

【基本方向9】男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

平成17年国連防災世界会議において、わが国の発表した防災協力イニシアティブには、防災分野における社会的性別（ジェンダー）の視点が明記され、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立について「防災基本計画」に明記する修正案が平成20年2月の中央防災会議において決定されました。

この決定を受けて、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について地域防災計画に規定するよう地方公共団体に対し要請し、その推進と防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図っていくこととされております。平成24年6月には、災害対策基本法が改正され、都道府県防災会議の委員に女性を含む多様な主体の参画を促進するための規定が盛り込まれました。

東日本大震災をはじめ、近年全国各地で地震や水害等の自然災害が発生しており、被害予測の難しい災害に対応するためには市民一人ひとりの防災に関する知識の熟成と防災・復興体制の整備・確立が不可欠となっています。

江別市としても、こういった災害を身近な問題として危機管理に努め、これまでも防災に関する情報提供や防災訓練、講習会などの学習の機会の提供など様々な取組を行っていますが、今後も防災体制の整備や防災に関する知識の普及などの取り組みを進める中で、引き続き性別による固定的役割分担意識の見直しのための啓発や方針決定過程への女性の参画拡大等を図っていく必要があります。

【施策関連実施事業】 ※事業概要はP58～P59参照

施策	(1)防災分野における女性の参画の拡大		
No.	事	業	名
1	消防団運営費		

施策	(2)男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備		
No.	事	業	名
1	男女共同参画講演会等開催事業【再掲】		
2	地域防災力向上支援事業		
3	地域防災力向上支援事業		

《基本目標Ⅳ》総合的な取組に向けた推進体制等の整備・強化

【基本方向 1 0】男女共同参画基本計画の進捗状況の公表と計画の見直し

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めていくために、計画に掲げた施策等の適切な進行管理を行うとともに、施策等の効果などを検証・評価していく必要があることから、条例の規定による計画に基づく施策等の進捗状況についての年次報告書を作成し、その内容について市民に公表しています。

また、この進捗状況にあわせ、計画に基づく施策等の効果などの適切な評価方法について、引き続き検討していきます。なお、計画の見直しに関しては、現計画の期間が平成25年度末までとなっていることから、現在、見直し作業を行っています。

【施策関連実施事業】 ※事業概要はP59～P60参照

施策	(1)男女共同参画基本計画の進捗状況の公表		
No.	事	業	名
1	男女共同参画基本計画の進捗状況公表		

施策	(2)男女共同参画の進捗状況の適切な評価方法についての検討		
No.	事	業	名
1	男女共同参画審議会及び男女共同参画推進本部の開催		

施策	(3)計画の見直し		
※ 平成24年度は該当なし			

【基本方向 1 1】庁内推進体制の充実と強化

男女共同参画社会の実現に向け、庁内に設置された男女共同参画推進本部を中心に施策の総合的かつ効果的な推進を図っていくとともに、庁内各部署へ働きかけながら連携を深め、男女共同参画に関する情報提供など、職員一人ひとりの意識啓発に向けた取り組みを引き続き進めていきます。

【施策関連実施事業】 ※事業概要はP60～P61参照

施策	(1)庁内推進体制の機能強化		
No.	事	業	名
1	男女共同参画推進体制強化		
2	男女共同参画推進本部の開催【再掲】		

施策	(2)職員を対象とした研修・意識啓発の強化		
No.	事	業	名
1	各種休暇制度の取得促進		

【基本方向 1 2】 審議会の設置

条例に基づき、平成21年度に学識経験者や関係団体からの推薦、市民公募による委員で構成された「江別市男女共同参画審議会」を新たに設置しました。今後も引き続き男女共同参画の推進について総合的な観点から審議するとともに、意見を述べるなどその機能発揮に努めていきます。

【施策関連実施事業】 ※事業概要はP62参照

施策	(1) 審議会の設置
No.	事業名
1	男女共同参画審議会の開催【再掲】

【基本方向 1 3】 男女共同参画に関する調査研究の推進

男女共同参画社会の実現には、様々な課題の把握や情報の収集等が必要となることから、今後も引き続き市民意識調査等による状況の把握に努める必要があります。また、庶務的な事務であることから具体的な事業としての位置付けにはなっていませんが、国・道・関係機関等とより一層連携を図りながら情報の収集、提供などを進めていきます。

【施策関連実施事業】 ※事業概要はP62参照

施策	(1) 男女共同参画に関する調査研究の推進
No.	事業名
1	男女共同参画に関する調査及び研究

施策	(2) 国・道・他自治体、企業、各種団体等との協力・連携の強化
※ 具体的な事業としての位置付けはないが、庶務的な事務として適宜実施している。	

【基本方向 1 4】 地域から男女共同参画に取り組む推進体制づくりの促進

男女共同参画社会を実現するためには、行政、市民、企業等が連携した取り組みが必要であることから、今後も情報の提供やネットワークづくりの促進などに努めていきます。

【施策関連実施事業】 ※事業概要はP62参照

施策	(1) 男女共同参画に関する市民活動を促進するための支援強化
No.	事業名
1	男女共同参画関係団体との連携・支援